『令和６年度富士環境衛生自治推進協会環境衛生改善事業補助金』について

富士市内の環境衛生の改善を図るため、町内会・区が行う事業に使用する備品等の購入にかかる経費の 1/2 以内で補助します。なお、項目ごとに補助金交付限度額が異なります。
1 町内会につき「清掃器具・薬剤」からは１件まで申請できます。「ごみステーション関連用品」は何件でも申請できます。なお、昨年度は５３件の補助金交付をしました。

何件（何箇所）でも申請可能

下の「清掃器具・薬剤」はそれぞれ、１年度につき１件（１台）まで

ごみステーション関連用品及び修繕	草刈機ハ゛リカン	タンク車型動力噴霧器	背負式噴霧器	不快害虫用薬剤	ブロワーバキューム
１箇所 **７万円**まで	１台 **３万円**まで	１台 **３万円**まで	１台 **２万円**まで	１式 **２万円**まで	１台 **２万円**まで

１申請期間　　令和６年６月３日（月）～令和７年１月８日（水）まで
※予算がなくなり次第終了となります。

２受　　付　　富士環境衛生自治推進協会　事務局
富士市役所　１０階　環境総務課　窓口

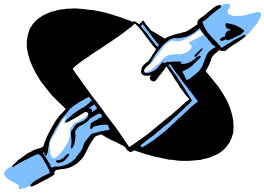

３申請から交付までの流れ

手順１　申請書の提出
申請書には『見積書のコピー』を添付してください。

事業実施の１ヵ月前までに申請をしてください。月に１度開かれる正副会長会で審査を行います。審査後に連絡をしますので、その後、備品を購入して事業を実施してください。

≪注意≫
備品購入後の申請は認めません。

手順２　報告書の提出
報告書には『領収書のコピー』と『町内会・区の通帳の表紙と表紙裏のコピー』の添付、そして製造番号を記載してください。（製造番号が無いものは写真または納品書のコピーの添付）

事業完了後、速やかに報告をしてください。

手順３　決定通知書の受取＆補助金の口座振込

町内会・区の口座へと振込まれます。

次頁の Q&A もご覧ください。

富士環境衛生自治推進協会環境衛生改善事業補助金Ｑ＆Ａ

Ｑ１　昨年度との変更点はありますか？

Ａ　ごみステーションの修繕で①占用許可を取得しているもの、②廃棄物対策課が必要と判断したものの２点を満たしていれば、補助の対象となります。
申請前にご相談ください。

Ｑ２　草刈機の替え刃や燃料などは補助の対象になりますか？
また、芝刈機は補助の対象になりますか？

Ａ　替え刃や燃料などの消耗品は補助の対象となりません。
芝刈機は補助の対象となりません。

Ｑ３　除草剤は補助の対象になりますか？

Ａ　除草剤は農薬に該当するため補助の対象となりません。また、園芸用及び家庭用殺虫剤も対象外です。
除草に関しては環境に配慮し、草刈機等での作業をお願いしたいと思います。

Ｑ４　町内会の奉仕作業で使用するため、ホームセンターで 29,800 円の草刈機を２台購入したいのですが、補助金額はどうなりますか？

Ａ　補助対象は草刈機１台まで、補助金は千円未満の切捨てのため
29,800 円（補助対象）　×　1/2（補助率）　＝　14,900 円　→　14,000 円

≪お問合せ先≫
富士環境衛生自治推進協会　事務局
富士市役所　環境総務課　　電話：55-2768

富士環境衛生自治推進協会環境衛生改善事業

『ごみステーション関連用品』申請にあたっての注意事項

☆１　申請の前に廃棄物対策課の確認が必要になります。

まずは、設置したいごみステーションのイメージ図や大きさ等が記載された仕様書などを用意した上で廃棄物対策課（☎ 55-2770）にご相談ください。後日、現場確認も必要になります。

※ごみステーションを設置する土地に官地等が含まれる場合には担当課の許可が必要になることもあります。

廃棄物対策課の確認が済み次第、富士環自協事務局（環境総務課）から、補助金の申請の手続きをするよう町内会・区長へ連絡をします。

☆２　申請した内容と設置後の内容が異なる場合は改善または撤去を依頼します。

設置後は申請内容と同様のものが設置されているか確認を行います。
申請と大きさ等の異なるものが設置されていた場合、改善や撤去を依頼します。また、補助金の交付もできません（交付要綱第６条）。

よくある質問

Ｑ　ごみステーションを販売している業者を教えてもらえませんか？

Ａ　富士環自協事務局では、販売業者を斡旋することはできません。
インターネットやすでにごみステーションを設置している町内会・区等から情報を得てください。

≪お問合せ先≫
富士環境衛生自治推進協会　事務局
富士市役所　環境総務課　　電話：55-2768